

岡崎市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項、岡崎市国民健康保険条例（昭和45年岡崎市条例第14号）第20条の2から第20条の4まで及び岡崎市国民健康保険規則（昭和45年岡崎市規則第11号）第7条から第9条までの規定に基づく一部負担金の減免及び徴収猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「実収入月額」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

2 この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法に規定する基準生活費をいう。

(減免及び徴収猶予の対象者)

第3条 一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合において、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が困窮し、一部負担金の支払が困難であると認められるときは、その者に対して一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を採ることができる。ただし、国民健康保険料を滞納しているときは、この限りでない。

- (1) 世帯主等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）によりその有する資産について損害を受けたとき。
- (2) 世帯主等が盗難によりその有する資産について損害を受けたとき。
- (3) 世帯主等がその事業を廃止し、又は業務を休止したとき。
- (4) 世帯主等がその事業又は業務につき、著しい損失を受けたとき。
- (5) 第3号又は前号に規定する事由を起因とする失業等により、収入が著しく減少したとき。
- (6) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(申請)

第4条 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする世帯主等は、一部負担金減免（徴収猶予）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 生活状況申告書（様式第2号）
- (2) 給与証明書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）（一部負担金の徴収猶予の措置を受けようとする者に限る。）

(4) その他申請理由を証明する書類

(調査)

第5条 前条の申請書を受理した場合は、その内容を調査し、必要があると認めるときは、法第113条の規定に基づき、世帯主等に対して文書の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。

2 前項の調査において、当該世帯主等が非協力的又は消極的であるため事実確認が困難である場合は、申請を却下することができる。

3 申請内容において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく医療扶助を受けることができると認められる世帯については、同法の適用を受けるよう指導するものとする。

(減免及び徴収猶予の措置の決定)

第6条 前条第1項の調査の結果、第3条の規定に該当する世帯主等であると認める場合は、次の各号に掲げる措置を決定するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、一部負担金を免除する措置

ア 第3条第1号に該当する場合で、その損害額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその資産の価格の70%以上であるとき（世帯の前年合計所得金額が500万円以下の場合に限る。）。
イ 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当する場合で、当該世帯の実収入月額が基準生活費の115%以下に減少したとき。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところにより一部負担金の額を減額する措置

ア 第3条第1号に該当する場合で、その損害額がその資産の価格の30%以上70%未満であるとき。一部負担金の額に別表1に掲げる率を乗じた額を減額する措置

イ 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当する場合で、当該世帯の実収入月額が基準生活費の115%を超え130%以下に減少したとき。一部負担金の額に別表2に掲げる率を乗じた額を減額する措置

(3) 次のいずれかに該当する場合は、一部負担金の徴収を猶予する措置

ア 第3条第1号に該当する場合で、その損害額がその資産の価格の30%未満であるとき。

イ 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当する場合で、当該世帯の実収入月額が基準生活費の130%を超え140%以下に減少したとき（世帯の前年合計所得金額が500万円以下の場合に限る。）。
ウ 第3条第2号に該当する場合で、一部負担金所要見込額を超えた価格の資産の盗難にあったとき（世帯の前年合計所得金額が500万円以下の場合に限る。）。

2 前項の規定による計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(減免及び徴収猶予の対象期間等)

第7条 一部負担金の減免の措置の対象期間は、第3条各号のいずれかに該当することとなった日から12ヶ月間とし、当該対象期間内における3ヶ月分の療養の給付に伴い支払を要する一部負担金を減免の措置の対象額とする。ただし、当該世帯の生活状況等を勘案のうえ、再度の申請によりさらに3ヶ月分の療養の給付に伴い支払を要する一部負担金について、減免の措置を講ずることができるものとする。

2 一部負担金の徴収を猶予する措置の対象期間は、第3条各号のいずれかに該当することとなった日から12ヶ月間とし、当該対象期間内における療養の給付に伴い支払を要する一部負担金を徴収猶予の対象額とし、徴収を猶予する期間は、6ヶ月以内とする。

(決定通知及び証明書の交付)

第8条 一部負担金の減免及び徴収猶予の申請を受理した場合において、承認又は却下の決定をしたときは、当該申請者に一部負担金減免(徴収猶予)承認(却下)通知書(様式第5号)により通知するとともに、承認する場合にあっては、一部負担金減免(徴収猶予)証明書(以下「証明書」という。)(様式第6号)を交付するものとする。

2 前項の証明書により療養の給付を受けようとする者は、被保険者証にその証明書を添えて保険医療機関に提出しなければならない。

(保険医療機関等への支払)

第9条 一部負担金の減免及び徴収猶予該当者が保険医療機関等において受診した場合は、当該保険医療機関等は、国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予該当者に係る額の請求書(様式第7号)によりその支払を受けなかった一部負担金を市に請求するものとする。

2 前項の請求書を受理したときは、当該請求書及び診療報酬明細書を審査のうえ支払うものとする。

(減免及び徴収猶予の取消し)

第10条 一部負担金の減免を受けた者が、偽りその他不正の行為により減免を受けたと認める場合は、その減免の措置の決定を取り消し、その取消しの前日までの間に減免により支払を免れた額を返還させるものとする。

2 一部負担金の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その徴収猶予を取り消し、その徴収猶予に係る一部負担金を一時に納付させることができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不

適当であるとき。

(2) 法第 78 条の規定において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたとき。

3 前 2 項の規定により減免又は徴収猶予の取消しをしたときは、その取消しの内容について、一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書（様式第 8 号）により当該減免又は徴収猶予に係る世帯主等に、一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書（様式第 9 号）により保険医療機関等に通知するものとする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉保健部 国保年金課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日改正

「平成20年8月末豪雨」で被災された方への支援について

岡 崎 市

- 1 この表は、市の支援（市が直接実施するもの及び他機関の融資で市が関与するものなど）の概要を一覧にまとめたものです。
- 2 支援等を申請される際は、被災証明書や運転免許証などの本人確認が必要な場合があります。事前に問合せ先へご確認ください。
- 3 9月3日から市役所東庁舎1階ロビーで「被災者相談総合窓口」を開設します。月～金 午前8時30分～午後8時 23-6666

被災者支援メニュー一覧

平成20.9.4現在

No	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
1	個人市民税の減免	床上浸水により自己又は家族が所有し、かつ、居住する住宅又は家財に損害を受けた方で、前年所得が1,000万円以下であり、保険金などにより補填される金額を除いて計算した損害割合が3割以上ある方	申請日以降1年以内に到来する納期限に係る納付額(特別徴収に係るものは、減免申請日の属する月の翌月以降1年以内の月割額)の8分の1～全額を減免	市民税課 市民税1班 23-6082
2	法人市民税・事業所税の申告納付期限の延長	被災により法人市民税・事業所税の申告納付が期限内に行えない法人	申請により市長が必要と認めるときは、災害の止んだ日から2か月以内で申告納付期限を延長	市民税課 市民税2班 23-6078
3	固定資産税の減免	災害により損害を受けた固定資産税の納税者	床上浸水などにより、家屋などの固定資産税について損害を受けた方は、平成20年度第3期分及び第4期分について、その損害の程度に応じて4割～全額を減免	資産税課 家屋3班 23-6101 土地1班 23-6103 償却資産班 23-6094
4	納税の猶予	被災証明書をお持ちの方	市税を一時に納めることができない場合、申請により1年以内の期間に限り、納める時期を遅らせたり、税額を分割して納付が可能	納税課 納税推進1班 23-6118 納税推進2班 23-6115

No	支援メニュー	対 象 者	支 援 内 容	問 合 せ 先
5	被災証明書の交付	・被災場所に住民登録がある方 ・被災場所の家屋の所有者(納税義務者) ・被災場所のテナント入居者 ・被災場所のアパート入居者(住民登録をしていない方)	(通常窓口) 市民課1番窓口又は各支所で随時交付 (臨時窓口 - 市役所市民課のみ) ・総合窓口開設時間帯(月～金午後8時まで) ・9月6日(土)、7日(日) 午前9時～午後5時 運転免許証など本人確認できる書類が必要	市民課 窓口班 23-6528
6	自動車の被災証明の交付	被災車両の所有者	市民課1番窓口又は各支所で交付 次の書類が必要 ・運転免許証など本人確認できる書類 ・被災車両の写真又は被災した旨の記載がある見積書、領収書	
7	各種証明書交付手数料の減免	被災証明書をお持ちの方(仮被災証明書でも結構です。)	各担当課、各支所又は各出張所で住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明などの交付手数料を9月1日～9月30日の間は無料 窓口で被災証明書の提示が必要	市民課 窓口班 23-6528 市民税課 市民税3班 23-6080 資産税課 償却資産班 23-6849 納税課 収入整理班 23-6123 国保年金課 収納班 23-6843
8	生活資金融資あっせん制度	被災により一時的に生活資金が必要になった方	取扱金融機関 岡崎信用金庫本店 融資金額 50万円以内 融資期間 60か月以内 融資利率 年2.2%	市民協働推進課 市民相談班 23-6492
9	災害防止工事資金融資あっせん制度(かさ上げ)	浸水住宅の床面を20cm以上かさ上げし、又は浸水住宅の敷地の地盤面を20cm以上盛土しようとする方	取扱金融機関 岡崎信用金庫本店 融資金額 300万円以内 融資期間 15年以内 融資利率 年2.2%	
10	災害見舞金の支給	死亡者1人につき	250,000円	生活福祉課 援護班 23-6145
11		負傷による入院者1人につき	30,000円(1週間以上1か月未満) 50,000円(1か月以上3か月未満) 80,000円(3か月以上)	

No	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	問 合 せ 先
12	災害見舞金の支給	家屋の全壊、全焼の被害を受けた方	40,000円(寮などの居住者) 75,000円(1人世帯) 110,000円(2人以上～4人世帯) 150,000円(5人以上世帯)	生活福祉課 援護班 23-6145
13		家屋の半壊、半焼の被害を受けた方	30,000円(寮などの居住者) 40,000円(1人世帯) 60,000円(2人以上～4人世帯) 75,000円(5人以上世帯)	
14		床上浸水の被害を受けた方	30,000円(寮などの居住者) 50,000円(一般世帯)	
15	災害障害見舞金の支給	災害により負傷し、又は治ったときに精神又は身体に障害があり当時、市内に住所を有する方	障害者1人につき250万円(世帯の生計を主として維持していた場合) 障害者1人につき125万円(その他の場合)	
16	災害援護資金の貸付	次の被害を受けた世帯の世帯主(被害を受けた同一世帯に属する方の所得の合計が右記所得制限に満たない方に限る) ・療養に要する期間おおむね1か月以上である世帯主の負傷 ・相当程度の住居又は家財の損害(被害金額が当該住居又は家財の評価額のおおむね1/3以上である損害)	・所得制限(同一世帯に属するものが) 1人のとき 220万円 2人のとき 430万円 3人のとき 620万円 4人のとき 730万円 5人以上のとき 730万円 + 1人30万円(その世帯の住居が滅失し、又は流失した場合は1,270万円) ・貸付限度額 家財の被害を受けた場合 150万円～250万円 住居が全壊に至らない被害を受けた場合 170万円 家屋が全壊の被害を受けた場合 250万円～270万円 家屋が流出の被害を受けた場合 350万円	
17	被災者生活再建支援	生活基盤に著しい被害(住宅の全壊、大規模半壊した世帯などが対象)を受けた世帯の世帯主 右記は世帯人員が2名以上の場合。1名の場合は、各該当金額の4分の3	・住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 全壊等 100万円 大規模半壊 50万円 ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 建設、購入 200万円 補修 100万円 賃借(公営住宅を除く。) 50万円	

No	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
18	障害者自立支援法による障害福祉サービス	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用者負担額を減免	障害福祉課 審査給付班 23-6853
19	補装具費給付 (障害福祉サービス)	補装具費の支給を受けている方で床上浸水の被害を受けた方	耐用年数内の支給が可能 被害の程度に応じて利用負担額を減免	障害福祉課 障害班 23-6867
20	移動支援 (障害福祉サービス)	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用負担額を減免	障害福祉課 審査給付班 23-6853
21	日中一時支援 (障害福祉サービス)	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方		
22	生活サポート (障害福祉サービス)	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方		
23	日常生活用具費支給 (障害福祉サービス)	日常生活用具費の支給を受けている方で床上浸水の被害を受けた方	耐用年数内の支給が可能 被害の程度に応じて利用負担額を減免	障害福祉課 障害班 23-6867
24	在宅重度障害者等訪問入浴サービス	サービスを利用されている方で床上浸水の被害を受けた方	被害の程度に応じて利用負担額を減免	
25	保育料の減免	全壊(流失)の被害を受けた方	B・C階層 全額を免除 D階層 2分の1の額以下に相当する直近の階層へ減額 減免期間6か月以内	こども課 保育管理班 23-6144
26		半壊(床上浸水)の被害を受けた方	B階層 全額を免除 C・D階層 2分の1の額以下に相当する直近の階層へ減額 減免期間6か月以内	
27	児童扶養手当の特別措置	住宅、家財などがその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた方	所得制限の取扱いの特例あり	こども育成室 児童助成班 23-6037
28	母子寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦で、家財の破損、住宅の半壊・全壊、土砂くずれなどにより住宅を補修される方	200万円を限度に貸付の特例あり 現在住宅資金の貸付を受けている方で支払期限に償還困難な場合は支払猶予が可能	
29	介護保険料の減免	災害により、本人又は同一世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅、家財などに被害を受けた方	被害の割合、所得金額により減免割合を決定	長寿課 介護保険料班 23-6647

No	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	問 合 せ 先
30	介護保険利用者 負担額の減免	災害により、本人又は同一世帯の生計 中心者が所有し、かつ居住の用に供す る住宅、家財などに被害を受けた方	・被害の割合が50%以上 減免申請月から1年間の利用者負担額の全額を減免 ・被害の割合が30%以上50%未満 減免申請月から1年間の利用者負担額の2分の1を減免	長寿課 介護給付班 23-6682
31	介護保険料の納付相談	被災者	分割納付及び納付猶予の相談	長寿課 介護保険料班 23-6647
32	国民健康保険料の減免	災害による市民税、固定資産税減免世 帯	税の減免に基づき所得割及び資産割に応じた額の保険料を減免	国保年金課 資格給付班 23-6167
33	国民健康保険一部負担 金の減免等	災害により家屋等に損害をうけた方	損害の程度により、病院の窓口で支払う一部負担金を免除・減額・徴収猶 予	
34	国民健康保険料の徴収 猶予	被災証明書をお持ちの方	保険料を一時に納めることができない場合、申請により6ヶ月以内の期間 に限り、収める時期を遅らせたり、保険料を分割して納付が可能	国保年金課 収納班 23-6843
35	国民年金保険料の免除	財産価格の2分の1以上の損害を受けた 方	保険料の免除(全額～4分の1) ただし、将来の年金受給額に影響あり	国保年金課 窓口班 23-6172
36	後期高齢者医療保険料 の減免	床上浸水の被害を受けた方	保険料の半額を12月以内減額	国保年金課 医療助成班 23-6148
37	後期高齢者医療保険料 の徴収猶予	住宅、家財などに著しい損害を受けた 方	保険料を一時に納めることができない場合、申請により6ヶ月以内の期間 に限り、収める時期を遅らせたり、保険料を分割して納付が可能	
38	後期高齢者医療一部負 担金の免除	住居損害を受けた方 生活が著しく困難になった方(非課税世 帯)	病院の窓口で支払う一部負担金を3ヶ月の免除	
39	消毒剤の無料配布	浸水世帯の方	消毒剤を保健所、各支所で無料配布	保健所生活衛生課 公衆衛生班 23-6187
40	被災地家庭訪問 被災者電話健康相談	被災地区の方	こころと身体健康相談	保健所健康増進課 健康増進班 母子保健班 精神・難病班 23-6179
41	臨時健康相談所の開設	広幡、愛宕、井田学区などの被災住民 の方	こころと身体健康相談 日時 平成20年9月1日(月)～5日(金)午後4時～5時 9月6日(土)～7日(日)午後3時～5時 場所 広幡学区市民ホーム図書室(広幡町)	

No	支 援 メ ニ ュ ー	対 象 者	支 援 内 容	問 合 せ 先
42	災害時要援護者安否確認	精神・難病の災害時要援護者登録をされている方	精神・難病の災害時要援護者登録者の安否確認、保健指導	保健所健康増進課 精神・難病班 23-6715
43	犬に関する手数料の免除	被災地区の方	犬の鑑札の再交付手数料・狂犬病予防注射済票再交付手数料の免除	動物総合センター- 1班 27-0444
44	家庭からの災害ごみの処理	被災された方(家庭)	町内で決められた集積場での災害ごみの収集 各クリーンセンターで災害ごみの直接持込を受入(ごみ処理手数料の減免) いずれも9月7日(日)まで実施	ごみ対策課 23-6530 中央クリーンセンター 22-1153 八帖クリーンセンター 22-5436
45	し尿収集手数料の減免	豪雨で便槽が一杯になり、し尿収集業者に収集を依頼し、手数料を支払われた方で被災証明書をお持ちの方	し尿収集手数料の減免 一般廃棄物処理手数料減免申請書、被災証明書、し尿収集業者の領収書、口座振替申出書(受領委任状)の提出が必要	八帖クリーンセンター 22-5436 ごみ対策課 23-6530
46	中小企業事業資金融資あっせん(災害復旧資金)	市内に住所及び事業所を有している方	信用保証協会の保証を受け、市内各金融機関から融資を受ける制度 限度額 2,000万円 資金使途 被災証明を受けた設備資金 融資期間 設備資金7年以内 融資利率 5年以内1.60% 7年以内1.70%	商工労政課 金融班 23-6214 市内各金融機関
47	商工業振興資金融資あっせん(災害復旧資金)	市内に事業所を有している方	信用保証協会の保証を付けて、市内各金融機関から融資を受ける制度 限度額 5,000万円 資金使途 災害復旧に必要な設備資金、運転資金 融資期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内 融資利率 当初3年 1.60% 以降 1.70%	
48	災害復旧資金保証料補助	災害復旧資金(中小企業事業資金、商工業振興資金)利用で、市内に住所及び事業所を有している方	災害復旧資金に係る保証料の補助制度 融資金額のうち1,000万円に係る保証料補助	商工労政課 金融班 23-6214
49	中小企業組織強化資金融資(災害復旧資金)	市内に事業所を有している組合	災害により被害を受けた組合が商工組合中央金庫から融資を受ける制度 限度額 8,000万円 資金使途 災害復旧に必要な設備資金、運転資金 融資期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内 融資利率 1.70%	商工労政課 金融班 23-6214 商工組合中央金庫 熱田支店 052-682-3111
50	農作物などの被害補償	水稻共済の加入者で一定の被害を受けた方	水稻及びその他作物の被害で、一定割合を超えた分について補償 ・水稻は各町農業生産組合長を通じて申出 ・その他作物は西三河農業共済組合へ直接申出	農務課 総務畜産班 23-6195 西三河農業共済組合 0566-77-3220

No	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
51	建築確認申請等手数料の免除	次のすべてに該当する方 ・豪雨により建築物又は工作物に被害を受けた方 ・被災日から1年以内に申請を行う方 ・原則、従前と同じ用途で、規模が従前の1.5倍までのものの建築等をされる方	免除となる手数料 ・建築確認申請等手数料(建築確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料) ・開発行為許可申請手数料 ・宅地造成工事許可申請手数料	建築指導課 総務班 23-6716
52	被災建築物に対する指導、相談	被災を受けた建築物の所有者など	被災を受けた建築物の復旧などに関する相談	建築指導課 相談班 23-6254
53	市営住宅の一時使用	市内に居住し、災害により住宅に困窮することとなった方	市営住宅を2か月以内無料で使用可能 被災証明書(床上浸水以上)、住民票、所得証明書が必要	市営住宅課 管理班 23-6322
54	下水道使用料の減免	床上又は床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10m ³ 床下浸水の被害を受けた家屋 5m ³	下水総務課 普及班 23-6300
55	水道料金の減免	床上又は床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10m ³ 床下浸水の被害を受けた家屋 5m ³	水道局営業課 料金班 23-6551
56	市奨学資金(貸付奨学金、入学準備金)返還金の返還猶予	市奨学資金(貸付奨学金、入学準備金)の返還中の方で、家屋の全壊、半壊、床上・床下浸水の被害を受けた方(被災証明書をお持ちの方)	貸付奨学金、入学準備金の返還金償還期限の延長(猶予)	教育委員会総務課 総務班 23-6625
57	教科書の無償給与	被災により教科書を失い、又は損傷して就学に支障のある市立小中学校の児童生徒	失った教科書を無償で給与	各学校 教育委員会学校指導課 指導班 23-6877
58	学用品などの無償給与	床上浸水以上の被害により学用品を失い、又は損傷して就学に支障のある市立小中学校の児童生徒	文房具、通学用品を無償で給与 小学校 4,100円以内 中学校 4,400円以内	
59	就学援助	被災により経済的に困りの国公立小中学校の児童生徒	被害の状況により一定期間、学用品、通学用品、学校給食費などを援助(国立小中学校については一部を支給)	教育委員会学校指導課 学事班 23-6489
60	公立幼稚園保育料の減免	被災により幼稚園を休園した園児	休園された期間により保育料を減免	
61	図書の損害賠償の免除	貸出を受けた図書が損傷又は滅失した方	損傷又は滅失した図書の損害賠償を免除	図書館交流プラザ 中央図書館 23-3111

様式第7号

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予該当者に係る額の請求書

(☐一般・☐退本・☐退扶)

療養の給付を受ける 被保険者氏名				年	月	日生
被保険者証 記 号 番 号		世帯主氏名				
傷病名及び症状	(1)	発病又は負傷 年 月 日	(1)	年	月	日
	(2)		(2)	年	月	日
療 養 期 間	入院・外来	年 月 日から 年 月 日				
当該療養に要した費用額		左記費用額に係る一部負担金額		一部負担金の減免・徴収猶予した金額(請求額)		
円		円		円		
振 込 口 座	口 座 の 種 別		振 込 先 金 融 機 関 名			
	普 通 当 座 その他()		銀行 信用金庫 組合			支店
	口 座 番 号		ふ り が な			
			口 座 名 義 人			
上記のとおり一部負担金の減免・徴収猶予に基づく金額を請求します。 (あて先) 岡 崎 市 長 年 月 日 医療機関名 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 () —						

※ ☐は、該当する項目にレ点で記入してください。

様式第4号

誓 約 書

このたび支払いの猶予を受けた国民健康保険の一部負担金について、支払猶予期間終了後、納付期限までに納付することをここに誓約します。

1 納付金額 円

2 納付期限 年 月 日

年 月 日

(あて先) 岡 崎 市 長

納付義務者

住 所

氏 名

印

電話番号

保険証番号

生活状況申告書

下記のとおり世帯全員の生活状況について申告します。

収入の種類		該当箇所にレ点して下さい。 ☐ 給与収入 ☐ 事業収入 ☐ 日雇収入 ☐ 仕送り ☐ 家賃 ☐ その他() ※ 給与収入の方は、下記の「今月分実収入月額の内訳」は記入不要です。 代わりに給与証明書を提出してください。						
収入月額	今月分実収入額		前月分実収入額		前々月分実収入額		平均実収入月額	
今月分実収入月額内訳	総収入	売上金			控除額	材料費		
		手数料				仕入代		
		農家収入				交通費		
		日雇収入				税金等		
		内職収入				社会保険料		
		年金				家賃		
		仕送り				地代		
		家賃				その他		
		地代						
		その他						
	小計 A				小計 B			
実収入月額(A-B-基礎控除額)								
資産	所有面積 (㎡)		居住資産 (㎡)		その他資産 (㎡)			
	土地 家屋		土地 家屋		土地 家屋			
預貯金	円							
住居	持家 ・ 借家 ・ その他 家賃							円/月

年 月 日

(あて先) 岡 崎 市 長

世帯主氏名

印

様式第1号

一部負担金減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

(あて先) 岡 崎 市 長

(世帯主) 住 所 岡崎市.....

氏 名
(電話 局 番)

次のとおり一部負担金を減免(徴収猶予)してください。

被保険者証記号番号	—	
療養の給付を受けようとする被保険者	氏 名 年 月 日生	世帯主との続柄
発病又は負傷年月日	年 月 日	
適用希望年月日	年 月 日から 年 月 日	
減免(徴収猶予)を受けようとする理由	1 災害により損害を受けたため。 2 盗難により損害を受けたため。 3 事業を廃止し、又は業務を休止したため。 4 事業又は業務につき、著しい損失を受けたため。 5 事業の休廃止等を起因とする失業により、収入が著しく減少したため 6 その他()	
保険医療機関等の記入欄	一部負担金所要額 年 月診療分 円 年 月診療分 円 年 月診療分 円 合 計 円 上記のとおり一部負担金所要額を見積ります。 年 月 日 所在地 名 称 代表者氏名	

注 この申請書には、減免(徴収猶予)を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

措置決定内容	☐ 減額(割) ☐ 免 除 ☐ 徴収猶予 ☐ 却 下
適用年月日	年 月 日から 年 月 日まで
通知交付種別	☐ 承認通知及び証明書 ☐ 却下通知
通知年月日	年 月 日

生活状況申告書

下記のとおり世帯全員の生活状況について申告します。

収入の種類		該当箇所にレ点して下さい。 ☐ 給与収入 ☐ 事業収入 ☐ 日雇収入 ☐ 仕送り ☐ 家賃 ☐ その他() ※ 給与収入の方は、下記の「今月分実収入月額の内訳」は記入不要です。 代わりに給与証明書を提出してください。				
収入月額	今月分実収入額	前月分実収入額	前々月分実収入額	平均実収入月額		
今月分実収入月額内訳	総収入	売上金		控除額	材料費	
		手数料			仕入代	
		農家収入			交通費	
		日雇収入			税金等	
		内職収入			社会保険料	
		年金			家賃	
		仕送り			地代	
		家賃			その他	
		地代				
		その他				
		小計 A			小計 B	
	実収入月額(A-B-基礎控除額)					
資産	所有面積 (㎡)		居住資産 (㎡)		その他資産 (㎡)	
	土地 家屋		土地 家屋		土地 家屋	
預貯金	円					
住居	持家 ・ 借家 ・ その他 家賃					円/月

年 月 日

(あて先) 岡 崎 市 長

世帯主氏名

印

様式第4号

誓 約 書

このたび支払いの猶予を受けた国民健康保険の一部負担金について、支払猶予期間
終了後、納付期限までに納付することをここに誓約します。

1 納付金額 円

2 納付期限 年 月 日

年 月 日

(あて先) 岡 崎 市 長

納付義務者

住 所

氏 名

電話番号

保険証番号

印

様式第7号

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予該当者に係る額の請求書

(☐一般・☐退本・☐退扶)

療養の給付を受ける 被保険者氏名				年	月	日生
被保険者証 記 号 番 号		世帯主氏名				
傷病名及び症状	(1)	発病又は負傷 年 月 日	(1)	年	月	日
	(2)		(2)	年	月	日
療 養 期 間	入院・外来	年 月 日から 年 月 日				
当該療養に要した費用額		左記費用額に係る一部負担金額		一部負担金の減免・徴収猶予した金額(請求額)		
円		円		円		
振 込 口 座	口 座 の 種 別		振 込 先 金 融 機 関 名			
	普 通 当 座 その他()		銀行 信用金庫 組合			支店
	口 座 番 号		ふ り が な			
			口 座 名 義 人			
上記のとおり一部負担金の減免・徴収猶予に基づく金額を請求します。						
(あて先) 岡 崎 市 長						
年 月 日						
医療機関名 所 在 地						
名 称						
代表者氏名						
電 話 () —						

※ ☐は、該当する項目にレ点で記入してください。

[トップページ](#) > [教えてバンク\(よくある質問\)](#) > [集中豪雨関連](#) > [減免関係\(税・保険料など\)](#) > 国民健康保険の一部負担金の災害減免等につ...

Q.国民健康保険の一部負担金の災害減免等について

回答

被災にあわれたかたで、資産の活用を図ったにもかかわらず生活が困窮し医療機関での支払いが困難になった場合、被災状況が証明された国民健康保険加入者が所有する財産の損害の程度及び前年の所得に応じて、申請により医療機関の窓口で支払う一部負担金を免除、減額、徴収猶予を受けることができます。免除等の期間は3ヶ月です。財産の損害条件及び所得の条件については、担当(23-6169)までお問い合わせください。

Q.後期高齢者医療の一部負担金の災害免除について

回答

被災により、居住している住宅に損害を受けた場合、被災状況を資産税課が調査に伺います。被災状況が証明されたかたで、後期高齢者世帯の世帯主が市民税非課税または減免により非課税になった場合、申請により医療機関の窓口で支払う一部負担金を6ヶ月に限り、免除します。詳しくは担当(23-6148)までお問い合わせください。

被災証明書の交付について

【問い合わせ】 市役所市民課 TEL0564-23-6528

水害により被災したかたへ、仮の被災証明書を発行します。自動車に対する被災証明も発行します。被災証明書をお持ちのかたには、住民票や税証明などの手数料が9月中無料になります。

※新たにテナント入居者、アパート入居者(住民登録をしていない人)に対しても、被災証明書を交付します。